

京都市告示第574号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年1月25日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
桃山東第二 経4号線	伏見区桃山町大島8番地の6地先から 同町99番地の13地先まで	旧	メートル 155.60	メートル 10.00 ~ 21.69
		新	155.60	9.99 ~ 21.84
桃山東第二 緯2号線	伏見区桃山町大島8番地の1地先から 同町9番地の4地先まで	旧	11.00	11.51 ~ 13.54
		新	11.00	8.30 ~ 10.52
桃山東第二 緯3号線	伏見区桃山町大島3番地の1地先から 同町99番地の3地先まで	旧	172.70	6.00
		新	172.90	6.00 ~ 6.05
桃山東第二 緯4号線	伏見区桃山町大島3番地の1地先から 同町99番地の18地先まで	旧	106.00	6.00 ~ 12.00
		新	106.00	6.01 ~ 12.05

桃山東第二 緯5号線	伏見区桃山町大島99番地の16地先から	旧	357.50	6.00 ~12.00
	同町102番地の1地先まで	新	357.60	6.00 ~12.05
桃山東第二 緯6号線	伏見区桃山町大島97番地の2地先から	旧	97.50	6.00 ~11.95
	同町101番地の3地先まで	新	97.50	6.00 ~11.98

(建設局土木管理部道路明示課)